

～飼料用もみ及び飼料用玄米の検査のポイント～ (登録検査機関及び農産物検査員の皆様へ)

平成26年産からの飼料用もみ及び飼料用玄米に係る農産物検査規格に基づく検査のポイントをお知らせしますので、円滑な検査の実施に向けて参考にしてください。

規格の内容

- ① 飼料用もみ及び飼料用玄米の等級区分は、「合格」と「規格外」の2区分です。
- ② 「水分」、「被害粒(発芽粒、病害粒、(芽)くされ粒)」、「異種穀粒」、「異物」の混入限度が規定されています。

検査のポイント

[チェック欄]

- ☐ 「水分」の最高限度は食用と同じです(もみ15.5%、玄米16.0%)。
- ☐ 被害粒は、「発芽粒」、「病害粒」、「(芽)くされ粒」の3つです。
虫害粒、胴割粒、奇形粒、碎粒等は被害粒としません。
- ☐ 「整粒」、「着色粒」、「未熟粒」の規格項目はありませんので、これらを判定する必要はありません。
- ☐ 「形質」の規格項目はありませんので、充実、粒ぞろい、肌ずれ、心白、腹白の程度等を判定する必要はありません。
- ☐ 飼料用もみについては、倒伏等により「もみに付着した泥」などは、異物に含みません。
- ☐ 飼料用もみに混入した玄米は「異種穀粒」ですが、合格の判定には含みません。
- ☐ 都道府県を越えて検査請求書を受理できるのは、農産物検査法第5条第1項の規定により、売買取引業者等による検査請求に限られます。
- ☐ 検査後は、農産物検査法施行規則に基づいて、検査の結果を報告する必要があります。

検査規格は、裏面のとおりです。

飼料用もみの規格(抜粋)

項目 等級	最 高 限 度				
	水 分 (%)	被害粒 (%)	異 種 穀 粒		異 物 (%)
			麦 (%)	玄米及び麦を除いたもの (%)	
合格	14.5	25	1	1	2

規格外—合格の品位に適合しないもみであって、異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの

附

- 1 水分の最高限度は、当分の間、本表の数値に1.0%を加算したものとする。
- 6 飼料用もみには、異物として土砂(これに類するものとして農林水産省政策統括官が定めるものを含む。)が混入してはならない。(農林水産省政策統括官が定めるもの＝石、ガラス片、金属片、プラスチック片(倒伏等によりもみに付着した泥などは土砂の類に含めない))

定義

水 分—常圧加熱乾燥法のうち、105度乾燥法によるものをいう。
被害粒—飼料用もみにあつては、発芽粒、病害粒及びくされ粒をいう。
異種穀粒—その種類のもみを除いた他の穀粒をいう。
異 物—穀粒を除いた他のものをいう。

飼料用玄米の規格(抜粋)

項目 等級	最 高 限 度					
	水 分 (%)	被害粒 (%)	異 種 穀 粒			異 物 (%)
			も み (%)	麦 (%)	もみ及び麦を除いたもの (%)	
合格	15.0	25	3	1	1	1

規格外—合格の品位に適合しない玄米であって、異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの

附

- 1 水分の最高限度は、当分の間、本表の数値に1.0%を加算したものとする。
- 4 玄米には、異物として土砂(これに類するものとして農林水産省政策統括官が定めるものを含む。)が混入してはならない。(農林水産省政策統括官が定めるもの＝石、ガラス片、金属片、プラスチック片)

定義

被害粒—飼料用玄米にあつては、発芽粒、病害粒及び芽くされ粒をいう。
異種穀粒—その種類の玄米を除いた他の穀粒をいう。
※水分、異物の定義は、飼料用もみの定義と同じ

(このパンフレットに関するお問い合わせ先)

- ・ 農林水産省政策統括官付穀物課 TEL: 03-6744-1392 (直通)
- ・ URL <http://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/kensa/siryou/main.html>